

平成 26 年度
第 2 回
岩手県私立学校審議会資料

日 時 平成 26 年 9 月 24 日 (水) 午前 10 時

場 所 岩手県庁 3 階 議会第三会議室

岩手県総務部法務学事課



次 第

1 開 会

2 出席者の確認

3 挨拶

4 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 諮問事項 (11 件)

ア 学校設置者の変更認可について

なでしこ幼稚園 (盛岡市) 議案第 1 号

イ 学校設置者の変更認可及び学校法人の解散認可について

学校法人明照学園 福岡幼稚園 (二戸市) 議案第 2、3 号

ウ 学校法人の寄附行為認可及び学校設置者の変更認可について

学校法人聖公会盛岡こひつじ学園 仁王幼稚園 (盛岡市) 議案第 4、5 号

エ 学校の収容定員に係る学則変更認可について

① 学校法人盛岡大学 盛岡大学附属厨川幼稚園 (盛岡市) 議案第 6 号

② 学校法人盛岡大学 盛岡大学附属松園幼稚園 (盛岡市) 議案第 7 号

③ 学校法人北上学園 専修大学北上高等学校 (北上市) 議案第 8 号

カ 専修学校の学校設置認可について

① 学校法人大原学園 大原スポーツ公務員専門学校盛岡校 議案第 9 号

② 学校法人大原学園 大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校 議案第 10 号

キ 専修学校の目的変更認可について

盛岡医療福祉専門学校 議案第 11 号

5 報告事項 (3 件)

(1) 幼稚園に関する設置等認可審査基準の改正案について

(2) 子ども・子育て支援新制度施行予定に伴う私立幼稚園認可事務の取扱いについて

(3) 私立幼稚園の新制度移行に係る意向調査結果について

6 その他

7 閉 会

岩手県私立学校審議会委員名簿

平成26年7月14日現在

	職 名 等	氏 名	備 考
1	学校法人コアトレース理事長	久 保 榮 子	
2	学校法人双葉学園理事長	今 西 界 雄	
3	盛岡スコール高等学校長	横 田 禮 子	
4	学校法人つばめ学園理事長	工 藤 純 世	
5	岩手県立大学社会福祉学部教授	咲 間 まり子	
6	株式会社長島製作所常務取締役	新 宮 由紀子	
7	弁護士	須 山 通 治	
8	盛岡白百合学園中学校長 高等学校長	荻 原 禮 子	
9	岩手大学教育学部教授	田 代 高 章	
10	元岩手県教育委員会教育長	佐 藤 勝	

(敬称略 議席番号順)

学校設置者の変更認可について

学校設置者の変更認可申請の概要

項 目		内 容
学 校 名	変 更 前	なでしこ幼稚園
	変 更 後	変更なし
位 置	岩手県盛岡市上堂一丁目10番23号	
旧 設 置 者	学校法人 撫子学園	
新 設 置 者	社会福祉法人 撫子会	
変 更 の 事 由	<p>現在、なでしこ幼稚園は社会福祉法人撫子会が設置する認可保育所「かみどうなでしこ保育園」と連携して現行制度での幼保連携型認定こども園（以下「旧幼保連携型認定こども園」という。）の認定を受けている。</p> <p>平成27年4月1日から施行予定である「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）の一つである「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法一部改正法）の規定により、旧幼保連携型認定こども園の認定を受けている施設については、新制度施行と同時に、新制度下での幼保連携型認定こども園（以下「新幼保連携型認定こども園」という。）の設置認可を受けたものとみなされるとともに、現行の幼稚園及び保育所の設置認可は自動的に失効する（以下「みなし設置認可」という。）。</p> <p>旧幼保連携型認定こども園を複数の設置者により運営している場合は、新制度施行日までに新幼保連携型認定こども園の設置者を単一化しなければならないため、幼稚園又は保育所のいずれかの事業をいずれかの法人に譲渡しなければならない。</p> <p>本申請者である学校法人撫子学園及び社会福祉法人撫子会では、新制度施行に向け、なでしこ幼稚園の設置者を、学校法人撫子学園から社会福祉法人撫子会に変更することにより、旧幼保連携型認定こども園の設置者を社会福祉法人撫子会に単一化し、新制度施行日のみなし設置認可に対応しようとするもの。</p>	
変 更 の 時 期	平成26年10月1日	

1 収支予算

(1) 平成26年度予算（設置者変更前、変更後及び平成26年度計）

(単位：円)

収 入				
科目	年度	平成26年度上半期	平成26年度下半期	平成26年度計
		〔学校法人撫子学園 第2回補正予算〕	〔社会福祉法人撫子会 第1回補正予算〕	
生徒等納付金収入		33,087,000	29,016,000	62,103,000
手数料収入		100,000	0	100,000
寄附金収入		0	275,000	275,000
補助金収入		24,893,000	24,893,000	49,786,000
資産運用収入		720,000	396,000	1,116,000
資産売却収入		60,000,000	0	60,000,000
事業収入		15,360,000	15,300,000	30,660,000
雑収入		600,000	29,100,000	29,700,000
前受金収入		0	800,000	800,000
その他の収入		28,172,400	0	28,172,400
資金収入調整勘定		▲3,003,380	0	▲3,003,380
前年度繰越支払資金		43,176,589	15,000,000	58,176,589
計		203,105,609	114,780,000	317,885,609
支 出				
科目	年度	平成26年度上半期	平成26年度下半期	平成26年度計
		〔学校法人撫子学園 第2回補正予算〕	〔社会福祉法人撫子会 第1回補正予算〕	
人件費支出		81,037,000	49,950,000	130,987,000
教育管理経費支出		26,430,000	19,495,000	45,925,000
借入金等利息支出		45,000	0	45,000
借入金等返済支出		2,502,000	0	2,502,000
施設関係支出		0	0	0
設備関係支出		4,800,000	0	4,800,000
運用資産支出		0	28,500,000	28,500,000
その他の支出		71,291,609	1,294,000	72,585,609
予備費		2,000,000	0	2,000,000
資金支払調整勘定		0	0	0
次年度繰越支払資金		15,000,000	15,541,000	30,541,000
計		203,105,609	114,780,000	317,885,609

(2) 平成 27・28 年度予算 (新幼保連携型認定こども園、社会福祉法人会計)

(単位：円)

科 目		年 度	平成27年度	平成28年度	増 減 (H28-H27)
事業活動資金収支	収入	子ども・子育て支援事業収入 (仮称)	246,647,000	246,737,000	90,000
		経常経費寄附金収入	275,000	275,000	0
		受取利息配当金収入	10,000	10,000	0
		その他の収入	3,500,000	3,530,000	30,000
		流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0
		事業活動収入計	250,432,000	250,552,000	120,000
	支出	人件費支出	173,919,000	174,270,000	351,000
		事業費支出	44,810,000	45,220,000	410,000
		事務費支出	10,390,000	10,510,000	120,000
		支払利息支出	691,000	583,000	▲108,000
		その他の支出	3,700,000	3,740,000	▲40,000
		流動資産評価益等による資金減少額	0	0	0
	事業活動支出計	233,510,000	234,323,000	813,000	
事業活動資金収支差額			16,922,000	16,229,000	▲693,000
施設整備等による収支	収入	その他の施設整備等による収入	0	0	0
		施設整備等収入計	0	0	0
	支出	設備資金借入金元金償還支出	9,420,000	9,420,000	0
		固定資産取得支出	0	0	0
		その他の施設整備等による支出	0	0	0
		施設整備等支出計	9,420,000	9,420,000	0
施設整備等資金収支差額			▲9,420,000	▲9,420,000	0
その他活動収支	収入	積立資産取崩収入	0	0	0
		その他の活動収入計	0	0	0
	支出	積立資産支出	2,250,000	2,250,000	0
		その他の活動支出計	2,250,000	2,250,000	0
	その他の活動資金収支差額			▲2,250,000	▲2,250,000
当期資金収支差額合計			5,252,000	4,559,000	▲693,000

(参考)

収 入 合 計	250,432,000	250,552,000	120,000
支 出 合 計	245,180,000	245,993,000	813,000
当期資金収支差額合計	5,252,000	4,559,000	▲693,000

2 定員等の状況 (平成 26 年 5 月 1 日現在)

	定 員		実 員	
3歳児	105人	4学級	56人	4学級
4歳児	105人	4学級	96人	4学級
5歳児	105人	4学級	69人	4学級
計	315人	12学級	221人	12学級

3 施設の状況（幼稚園設置基準【文部省令】）

	面積	設置基準（12学級）	審査結果
園舎	1,452.32㎡	1,320㎡	○
運動場	1,459.01㎡	1,120㎡	○

4 教職員数（幼稚園設置基準【文部省令】）

	人数（本務）	設置基準（12学級）	審査結果
園長	1人	1人	○
主幹教諭	1人	12人	○
教諭	14人		
講師	2人		
事務職員	1人	配置努力義務	○

5 幼稚園の規模等の状況（幼稚園に関する設置等認可審査基準【県内規】※）

	状況	基準	審査結果
学級数	12学級	2学級以上	○
園児（定員）数	315人	70人以上	○
園地面積	3,676.84㎡	1,064㎡以上	○
保育室1室面積	【10室】53.30㎡ 【2室】53.51㎡	53㎡以上/室	○
遊戯室面積	228.20㎡	100㎡以上	○

※子ども・子育て支援新制度施行予定に併せて、平成27年4月1日から改正する予定であること。

（参考）

幼稚園の規模等の状況（幼稚園等に関する設置等認可審査基準【県内規】改正後）

	状況	基準	審査結果
学級数	12学級	—	—
園児（定員）数	315人	—	—
園地面積	3,676.84㎡	—	—
保育室1室面積	【10室】53.30㎡ 【2室】53.51㎡	(保育室収容定員×1.98)㎡以上/室 【9室】定員26人×1.98=51.48㎡ 【3室】定員27人×1.98=53.46㎡	○※
遊戯室面積	228.20㎡	—	—

※ 平成27年3月31日現在で現に存する園舎については、従前の例によるもの。

なでしこ幼稚園・かみどうなでしこ保育園					
現状		H26.10.1(今回の申請)		H27.4.1(新制度施行予定日)	
【認定こども園制度】	旧幼保連携型認定こども園	旧幼保連携型認定こども園		新幼保連携型認定こども園	
【認可施設】	幼稚園	幼稚園	保育所	幼稚園	保育所
【設置者】	学校法人 撫子学園 社会福祉法人 撫子会	学校法人 撫子学園 社会福祉法人 撫子会	学校法人 撫子学園 社会福祉法人 撫子会	学校法人 撫子学園 社会福祉法人 撫子会	社会福祉法人 撫子会
		⇒		⇒	
		<p>① 現行の施設は、複数法人で運営しているため、新制度施行日までに、法人間で幼稚園又は保育所のいずれか(譲渡施設)に関する事業譲渡等が必要。</p>		<p>② 平成26年度中に、幼稚園事業について、学校法人から社会福祉法人へ事業譲渡を行う計画(平成26年度中に、単一の設置主体での運営に移行) 幼稚園の設置者の変更は、設置者変更の認可が必要。</p>	
				<p>③ H27.4.1時点で、新幼保連携型認定こども園の「みなし設置認可」(みなし移行)。幼稚園及び保育所の設置認可は、自動的に失効。</p>	

学校設置者の変更認可について

学校設置者の変更認可申請の概要

項 目		内 容
学 校 名	変 更 前	福岡幼稚園
	変 更 後	変更なし
位 置	岩手県二戸市福岡字上平27番地	
旧 設 置 者	学校法人 明照学園	
新 設 置 者	社会福祉法人 福岡隣保館福祉会	
変 更 の 事 由	<p>現在、福岡幼稚園は社会福祉法人福岡隣保館福祉会が設置する認可保育所「福岡隣保館保育園」と連携して現行制度での幼保連携型認定こども園（以下「旧幼保連携型認定こども園」という。）の認定を受けている。</p> <p>平成27年4月1日から施行予定である「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）の一つである「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法一部改正法）の規定により、旧幼保連携型認定こども園の認定を受けている施設については、新制度施行と同時に、新制度下での幼保連携型認定こども園（以下「新幼保連携型認定こども園」という。）の設置認可を受けたものとみなされるとともに、現行の幼稚園及び保育所の設置認可は自動的に失効する（以下「みなし設置認可」という。）。</p> <p>旧幼保連携型認定こども園を複数の設置者により運営している場合は、新制度施行日までに新幼保連携型認定こども園の設置者を単一化しなければならないため、幼稚園又は保育所のいずれかの事業をいずれかの法人に譲渡しなければならない。</p> <p>本申請者である学校法人明照学園及び社会福祉法人福岡隣保館福祉会では、新制度施行に向け、福岡幼稚園の設置者を、学校法人明照学園から社会福祉法人福岡隣保館福祉会に変更することにより、旧幼保連携型認定こども園の設置者を社会福祉法人福岡隣保館福祉会に単一化し、新制度施行日のみなし設置認可に対応しようとするもの。</p>	
変 更 の 時 期	平成27年4月1日	

1 収支予算

(1) 平成27・28年度予算 (新幼保連携型認定こども園、社会福祉法人会計)

(単位：円)

科 目		年 度	平成27年度	平成28年度	増 減 (H28-H27)
事業活動資金収支	収入	子ども・子育て支援事業収入 (仮称)	201,200,000	201,000,000	0
		経常経費寄附金収入	50,000	50,000	0
		受取利息配当金収入	100,000	100,000	0
		その他の収入	3,250,000	3,250,000	0
		流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0
		事業活動収入計	204,600,000	204,600,000	0
	支出	人件費支出	150,000,000	150,000,000	0
		事業費支出	25,450,000	25,450,000	0
		事務費支出	15,070,000	15,070,000	0
		支払利息支出	0	0	0
		その他の支出	3,000,000	3,000,000	0
		流動資産評価益等による資金減少額	0	0	0
	事業活動支出計	193,520,000	193,520,000	0	
	事業活動資金収支差額			11,080,000	11,080,000
施設整備等による収支	収入	その他の施設整備等による収入	0	0	0
		施設整備等収入計	0	0	0
	支出	設備資金借入金元金償還支出	0	0	0
		固定資産取得支出	0	0	0
		その他の施設整備等による支出	0	0	0
		施設整備等支出計	0	0	0
施設整備等資金収支差額			0	0	0
その他活動収支	収入	サービス区分間繰入金収入	700,000	700,000	0
		積立資産取崩収入	0	0	0
		その他の活動収入計	700,000	700,000	0
	支出	サービス区分間繰入金支出	700,000	700,000	0
		積立資産支出	6,300,000	6,300,000	0
		その他の活動支出計	7,000,000	7,000,000	0
その他の活動資金収支差額			▲6,300,000	▲6,300,000	0
当期資金収支差額合計			4,780,000	4,780,000	0

(参考)

収 入 合 計	205,300,000	205,300,000	0
支 出 合 計	200,520,000	200,520,000	0
当期資金収支差額合計	4,780,000	4,780,000	0

2 定員の状況 (平成26年5月1日現在)

	定 員		実 員	
3歳児	40人	2学級	22人	1学級
4歳児	70人	2学級	26人	2学級
5歳児	70人	2学級	37人	2学級
計	180人	6学級	85人	5学級

3 施設の状況（幼稚園設置基準【文部省令】）

	面積	設置基準（6学級）	審査結果
園舎	1,217.00 m ²	720 m ²	○
運動場	1,146.75 m ²	640 m ²	○

4 教職員数（幼稚園設置基準【文部省令】）

	人数（本務）	設置基準（6学級）	審査結果
園長	1人	1人	○
教諭	6人	6人	○
事務職員	1人	配置努力義務	○

5 幼稚園の規模等の状況（幼稚園に関する設置等認可審査基準【県内規】※）

	状況	基準	審査結果
学級数	6学級	2学級以上	○
園児（定員）数	180人	70人以上	○
園地面積	3,676.84 m ²	1,064 m ² 以上	○
保育室1室面積	【1室】53.01 m ² 【1室】53.14 m ² 【1室】54.59 m ² 【1室】55.08 m ² 【1室】61.78 m ² 【1室】66.97 m ²	53 m ² 以上/室	○
遊戯室面積	311.00 m ²	100 m ² 以上	○

※子ども・子育て支援新制度施行予定に併せて、平成27年4月1日から改正する予定であること。

（参考）

幼稚園の規模等の状況（幼稚園等に関する設置等認可審査基準【県内規】改正後）

	状況	基準	審査結果
学級数	6学級	—	—
園児（定員）数	315人	—	—
園地面積	3,676.84 m ²	—	—
保育室1室面積	【1室】53.01 m ² 【1室】53.14 m ² 【1室】54.59 m ² 【1室】55.08 m ² 【1室】61.78 m ² 【1室】66.97 m ²	(保育室収容定員×1.98) m ² 以上/室 【2室】定員20人×1.98=39.60 m ² 【4室】定員35人×1.98=69.30 m ²	○※
遊戯室面積	228.20 m ²	—	—

※ 平成27年3月31日現在で現に存する園舎については、従前の例によるもの。

福岡幼稚園・福岡隣保館保育園					
現状	旧幼保連携型認定こども園				
【認可施設】	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">幼稚園</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">保育所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校法人 明照学園</td> <td style="text-align: center;">社会福祉法人 福岡隣保館福祉会</td> </tr> </table>	幼稚園	保育所	学校法人 明照学園	社会福祉法人 福岡隣保館福祉会
幼稚園	保育所				
学校法人 明照学園	社会福祉法人 福岡隣保館福祉会				
【設置者】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 学校法人 明照学園 </div> <div style="text-align: center;"> ↓ 事業譲渡 ↓ 社会福祉法人 福岡隣保館福祉会 </div>				
⇒					
H27.4.1(その1)(今回の申請)	旧幼保連携型認定こども園				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 設置する学校なし ⇒ 法人解散 </div>					
H27.4.1(その2)(新制度施行予定日)	新幼保連携型認定こども園				
【認可施設】	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">幼稚園</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">保育所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校法人 明照学園</td> <td style="text-align: center;">社会福祉法人 福岡隣保館福祉会</td> </tr> </table>	幼稚園	保育所	学校法人 明照学園	社会福祉法人 福岡隣保館福祉会
幼稚園	保育所				
学校法人 明照学園	社会福祉法人 福岡隣保館福祉会				
【設置者】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 学校法人 明照学園 </div> <div style="text-align: center;"> ↓ 事業譲渡 ↓ 社会福祉法人 福岡隣保館福祉会 </div>				
⇒					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ① 現行の施設は、複数法人で運営しているため、新制度施行日までに、法人間で幼稚園又は保育所のいずれか(譲渡施設)に関する事業譲渡等が必要。 </div>					
⇒					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ② 新制度施行日(27.4.1)に、幼稚園事業について、学校法人から社会福祉法人へ事業譲渡を行う計画(新制度施行日に、単一の設置主体での運営に移行) 幼稚園の設置者の変更は、設置者変更の認可が必要。また、学校法人明照学園は、『設置する学校』が存在しなくなるため解散。 </div>					
⇒					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ③ H27.4.1時点で、新幼保連携型認定こども園の『みなし設置認可』(みなし移行)。幼稚園及び保育所の設置認可は、自動的に失効。 </div>					

議案第3号

学校法人の解散認可について

学校法人の解散認可申請の概要

項目	内容
学校法人名	学校法人 明照学園
位 置	岩手県二戸市福岡字上平 27 番地
理 事 長	黒 沢 智 明
解 散 の 理 由	法人設立の目的である福岡幼稚園の事業を、社会福祉法人福岡隣保館福祉会に譲渡することとしたため。
解 散 の 時 期	平成 27 年 4 月 1 日
財産・負債の取扱い	学校法人明照学園の全ての事業を、平成 27 年 4 月 1 日付けで社会福祉法人福岡隣保館福祉会へ譲渡する。
残余財産の帰属先	社会福祉法人福岡隣保館福祉会

議案第4号

学校法人の寄附行為認可について

学校法人の寄附行為認可申請の概要

項 目	内 容	
名 称	学校法人聖公会盛岡こひつじ学園	
事務所の所在地	岩手県盛岡市中央通三丁目14番14号	
目 的	キリスト教の精神を基本理念として、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。	
設置する学校	仁王幼稚園	
設 立 の 趣 旨	幼児教育の一層の充実と幼稚園経営の安定化を図るため、学校教育法及び私立学校法の趣旨に基づき学校法人を設立する。	
設 立 日	平成27年4月1日	
設 立 代 表 者 (理事長予定者)	赤 坂 徹	
役 員 理事7人 監事2人	職 名	氏 名
	理 事	赤 坂 徹
		曾 根 美 砂
		林 国 秀
		阿 部 禧 典
		上 田 徳 良
		中 野 由 美
		平 賀 てる子
	監 事	土 井 和 喜
		中 野 ワキ子
摘 要	設置する学校については、現設置者である宗教法人日本聖公会盛岡聖公会から移管されるものである。	

学校法人設立にかかる設立趣意書

仁王幼稚園は、明治41年、当時の盛岡市鷹匠小路に「聖マルコ幼児会」の名称で設置され、明治44年現在地に移転して「仁王幼稚園」と改称。以来、地域住民の強い要望に応え、建学の精神である『キリスト教に基づく全人教育』に則り、一貫して幼児教育に当たり今日まで至っております。その間の卒園児は4,419名を数え、本県における幼児教育の振興に寄与してきたところです。

しかしながら、幼児教育の一層の充実と幼稚園経営の安定を図るため、学校教育法及び私立学校法の趣旨に基づき、学校法人聖公会盛岡こひつじ学園を設立したいと思います。

1 収支予算

(単位：円)

収 入			
科目 \ 年度	平成26年度 (学校法人化まで)	平成27年度 (学校法人後)	増減 (H27-H26)
生徒等納付金収入	15,040,000	12,900,000	△2,140,000
手数料収入	0	0	0
寄附金収入	5,940,000	5,940,000	0
補助金収入	12,325,000	12,325,000	0
資産運用収入	165,000	165,000	0
資産売却収入	0	0	0
事業収入	6,660,000	6,660,000	0
雑収入	200,000	200,000	0
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	675,000	900,000	225,000
その他の収入	6,290,000	6,776,000	486,000
資金収入調整勘定	△675,000	△675,000	0
前年度繰越支払資金	22,548,454	26,947,661	4,399,207
計	69,168,454	71,028,661	1,860,207
支 出			
科目 \ 年度	平成26年度 (学校法人化まで)	平成27年度 (学校法人後)	増減 (H27-H26)
人件費支出	23,402,793	23,901,760	498,967
教育管理経費支出	11,643,000	9,843,000	△1,800,000
借入金等利息支出	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0
施設関係支出	0	0	0
設備関係支出	210,000	10,000	△200,000
資産運用支出	2,550,000	2,976,000	426,000
その他の支出	4,415,000	3,800,000	△615,000
次年度繰越支払資金	26,947,661	30,497,901	3,550,240
計	69,168,454	71,028,661	1,860,207

2 学校法人設立基準への適合状況 (幼稚園に関する設置等認可審査基準【県内規】※)

	状 況	基 準	審査結果
園舎	長期借用(20年)	自己所有	○
園地	自己所有(寄附)	原則自己所有 ・20年以上の長期借用可	○
他の基本財産	自己所有(寄附)	自己所有	○
設置経費	施設整備無	1/4以上寄附金充当	-
運用財産	既設幼稚園 (尚、全額寄附)	幼稚園新設の場合 1/4以上寄附金充当	-
負債	負債無	施設・設備充実の財源で あれば1/3以内で承継可能	○

※ 子ども・子育て支援新制度施行予定に併せて、平成27年4月1日から改正する予定であること。

(参考)

学校法人設立基準への適合状況（幼稚園等に関する設置等認可審査基準【県内規】改正後）

	状 況	基 準	審査結果
園 舎	長期借用(20年)	原則自己所有 ・20年以上の長期借用可 ・やむを得ないと認められる場合は短期借用可	○
園 地	自己所有(寄附)		○
他の基本財産	自己所有(寄附)		○
設置経費	施設整備無	1/4以上寄附金充当	-
運用財産	既設幼稚園 (尚、全額寄附)	幼稚園新設の場合 1/4以上寄附金充当	-
負 債	負債無	施設・設備充実の財源であれば1/3以内で承継可能	○

※ 子ども・子育て支援新制度施行予定に併せて、平成27年4月1日から改正する予定であること。

学校法人聖公会盛岡こひつじ学園 概要

[名 称] 学校法人聖公会盛岡こひつじ学園

[開 設 日] 平成27年4月1日

[事 務 所] 盛岡市中央通三丁目14番14号

[目 的] キリスト教の精神を基本理念として、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

[設 置 園] 仁王幼稚園

[建学の精神] キリスト教に基づく全人教育

[法人名由来] 学園の所属教派である「聖公会」名を掲げ、そして「盛岡」の地名、さらに、キリストの犠牲愛を象徴的に表す「小羊（こひつじ）」を含めて命名。

学園に集まる全ての人に対し、キリストの犠牲愛の心をもって接して教育に勤しみ、また、この学園において学ぶ一人一人に他者への愛を持った心を育み、神様に守られ、愛される者となるようにと祈りを込めた。

[発 起 人] 代表者・理事長予定者 赤坂 徹

理事予定者 曾根美砂、林国秀、阿部禧典、上田徳良、中野由美、平賀てる子

監事予定者 土居和喜、中野ワキ子

学校法人聖公会盛岡こひつじ学園 寄附行為 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人聖公会盛岡こひつじ学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岩手県盛岡市中央通三丁目14番14号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教の精神を基本理念として、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

仁王幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 仁王幼稚園園長
- (2) 宗教法人日本聖公会盛岡聖公会代表役員 1人
- (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人
- (4) キリスト教信者である学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人

2 前項第1号、第2号及び第3号の理事は、園長、代表役員又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係者等の制限)

第8条 この法人の理事のうちには、各理事については、その親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることにはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の職員（園長及び教員、その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（役員任期）

第9条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

（役員補充）

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

（役員報酬）

第12条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

（理事長職務）

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の代表権の制限）

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第15条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（監事職務）

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況を監査すること
- (2) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (3) 第1号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを岩手県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (5) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること
(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及びその日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、15人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散及びその場合の残余財産の帰属者の選定
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 2人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者 2人
 - (3) この法人の設置する学校の父母の会会員であった者のうちから、理事会において選任した者 1人
 - (4) キリスト教信者である学識経験者のうちから、理事会において選任した者 10人
- 2 評議員のうちには、役員のうち1人と親族その他特殊の関係にある者の数又は評議員のうち1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(準用規定)

第26条 第12条の規定は、評議員について準用する。

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 29 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 30 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 31 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 32 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第 33 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 34 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 35 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録の備付及び閲覧)

第 36 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第 16 条第 2 号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する仁王幼稚園に在園する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 37 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 38 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解 散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 岩手県知事の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては岩手県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては岩手県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した宗教法人日本聖公会と関係する学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合 併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て岩手県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、岩手県知事の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、岩手県知事に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、学校法人聖公会盛岡こひつじ学園の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 赤坂 徹 (理事長)

理事 曾根美砂

理事 林 国秀

理事 阿部禧典

理事 上田徳良

理事 中野由美

理事 平賀てる子

監事 土居和喜

監事 中野ワキ子

2 この寄附行為は平成 年 月 日から施行する。

議案第5号

学校設置者の変更認可について

学校設置者の変更認可申請の概要

項 目		内 容
学 校 名	変 更 前	宗教法人日本聖公会盛岡聖公会附属仁王幼稚園
	変 更 後	仁王幼稚園
位 置		岩手県盛岡市中央通3丁目14番14号
旧 設 置 者		宗教法人 日本聖公会盛岡聖公会
新 設 置 者		学校法人 聖公会盛岡こひつじ学園
変 更 の 事 由		幼児教育の一層の充実と幼稚園経営の安定を図るため
変 更 の 時 期		平成27年4月1日

1 定員等の状況（平成26年5月1日現在）

	定員	実員
3歳児	30人 1学級	14人 1学級
4歳児	35人 1学級	15人 1学級
5歳児	35人 1学級	30人 1学級
計	100人 3学級	59人 3学級

2 施設の状況（幼稚園設置基準【文部省令】）

	面積	設置基準（3学級）	審査結果
園舎	629.30㎡	420㎡	○
運動場	449.60㎡	400㎡	○

3 教職員数（幼稚園設置基準【文部省令】）

	人数（本務）	設置基準（3学級）	審査結果
園長	1人	1人	○
教頭	0人	3人	○
主幹教諭	1人		
教諭	2人		
事務職員等	2人	配置努力義務	○

4 幼稚園の規模等の状況（幼稚園に関する設置等認可審査基準【県内規】※）

	状況	基準	審査結果
学級数	3学級	2学級以上	○
園児（定員）数	100人	70人以上	○
園地面積	1,066.10㎡	1,064㎡以上	○
保育室1室面積	【3室】37.80㎡/室	53㎡以上/室	○ 現園舎は、県独自基準制定（S54）前に建築（S42）されていることから「なお従前の例による」に該当
遊戯室面積	136.99㎡	100㎡以上	○

※ 子ども・子育て支援新制度施行予定に併せて、平成27年4月1日から改正する予定であること。

（参考）

幼稚園の規模・施設の状況（幼稚園に関する設置等認可審査基準【県内規】改正後）

	状況	基準	審査結果
学級数	3学級	—	—
園児（定員）数	100人	—	—
園地面積	1,066.10㎡	—	—
保育室1室面積	【3室】37.80㎡/室	(保育室収容定員×1.98)㎡以上/室 【1室】定員30人×1.98=59.4㎡ 【2室】定員35人×1.98=69.3㎡	○※
遊戯室面積	136.99㎡	—	—

※ 平成27年3月31日現在で現に存する園舎については、従前の例によるもの。

議案第6号

学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校の収容定員に係る学則変更認可申請の概要

項 目	内 容																						
幼稚園名	盛岡大学附属厨川幼稚園																						
位 置	盛岡市厨川五丁目4番1号																						
設 置 者	学校法人盛岡大学（理事長：太田 稔）																						
変更の理由	少子化が進む中、園児の獲得が困難となっている地域の実情を考慮するとともに、少人数教育のさらなる徹底を図り、園児一人ひとりに向き合った質の高い幼稚園教育を行うため、定員を減じるもの。																						
変更の時期	平成27年4月1日																						
変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>計 画</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>30人1学級</td> <td>25人1学級</td> <td>△5人 ±0学級</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>70人2学級</td> <td>25人1学級</td> <td>△45人 △1学級</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>70人2学級</td> <td>25人1学級</td> <td>△45人 △1学級</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>170人5学級</td> <td>75人3学級</td> <td>△90人 △2学級</td> </tr> </tbody> </table>				現 行	計 画	増 減	3歳児	30人1学級	25人1学級	△5人 ±0学級	4歳児	70人2学級	25人1学級	△45人 △1学級	5歳児	70人2学級	25人1学級	△45人 △1学級	計	170人5学級	75人3学級	△90人 △2学級
	現 行	計 画	増 減																				
3歳児	30人1学級	25人1学級	△5人 ±0学級																				
4歳児	70人2学級	25人1学級	△45人 △1学級																				
5歳児	70人2学級	25人1学級	△45人 △1学級																				
計	170人5学級	75人3学級	△90人 △2学級																				
施設の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 状</th> <th>計 画</th> <th>設置基準 (3学級)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園 舎</td> <td>1,161.14㎡</td> <td>1,161.14㎡</td> <td>420㎡</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>1,235.00㎡</td> <td>1,235.00㎡</td> <td>400㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>※変更なし</p>				現 状	計 画	設置基準 (3学級)	園 舎	1,161.14㎡	1,161.14㎡	420㎡	運動場	1,235.00㎡	1,235.00㎡	400㎡								
	現 状	計 画	設置基準 (3学級)																				
園 舎	1,161.14㎡	1,161.14㎡	420㎡																				
運動場	1,235.00㎡	1,235.00㎡	400㎡																				
教職員数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配置計画</th> <th>設置基準 (3学級)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園 長</td> <td>1人(兼任)</td> <td>1人 幼稚園設置基準第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td>1人(専任)</td> <td>1人 幼稚園設置基準第5条第3項</td> </tr> <tr> <td>教 頭</td> <td>1人(専任)</td> <td rowspan="2">3人 幼稚園設置基準第5条第1項 及び第2項</td> </tr> <tr> <td>教 諭</td> <td>2人(専任)</td> </tr> <tr> <td>講 師</td> <td>2人(専任)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>技術職員</td> <td>1人(専任)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記のほかに、園医、園歯科医、園薬剤師</p>				配置計画	設置基準 (3学級)	園 長	1人(兼任)	1人 幼稚園設置基準第5条第1項	副園長	1人(専任)	1人 幼稚園設置基準第5条第3項	教 頭	1人(専任)	3人 幼稚園設置基準第5条第1項 及び第2項	教 諭	2人(専任)	講 師	2人(専任)	—	技術職員	1人(専任)	—
	配置計画	設置基準 (3学級)																					
園 長	1人(兼任)	1人 幼稚園設置基準第5条第1項																					
副園長	1人(専任)	1人 幼稚園設置基準第5条第3項																					
教 頭	1人(専任)	3人 幼稚園設置基準第5条第1項 及び第2項																					
教 諭	2人(専任)																						
講 師	2人(専任)	—																					
技術職員	1人(専任)	—																					

	項 目	収 入		項 目	支 出	
		27年度	28年度		27年度	28年度
		千円	千円		千円	千円
収支予算	生徒納付金	20,425	20,120	人 件 費	29,395	29,690
	手数料収入	0	0	教育管理経費	14,521	14,653
	寄附金収入	0	0	借入金(利息)	0	0
	補助金収入	22,200	22,200	借入金(返済)	0	0
	資産運用収入	333	333	施設関係支出	0	0
	事業収入	2,458	2,458	設備関係支出	42	42
	雑収入	814	814	資産運用支出	0	0
	前受金収入	865	865	その他の支出	8,208	8,208
	その他の収入	6,544	6,544	(予備費)	0	0
	資金収入調整勘定	▲4,133	▲4,133	資金支出調整勘定	▲708	▲708
	前年度繰越支払資金	31,570	29,617	次年度繰越支払資金	29,618	26,933
	計	81,076	78,818	計	81,076	78,818

議案第7号

学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校の収容定員に係る学則変更認可申請の概要

項目	内 容																						
幼稚園名	盛岡大学附属松園幼稚園																						
位 置	盛岡市松園一丁目19番1号																						
設 置 者	学校法人盛岡大学（理事長：太田 稔）																						
変更の理由	少子化が進む中、園児の獲得が困難となっている地域の実情を考慮するとともに、少人数教育のさらなる徹底を図り、園児一人ひとりに向き合った質の高い幼稚園教育を行うため、定員を減じるもの。																						
変更の時期	平成27年4月1日																						
変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>計 画</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>30人1学級</td> <td>25人1学級</td> <td>△5人 ±0学級</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>70人2学級</td> <td>25人1学級</td> <td>△45人 △1学級</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>70人2学級</td> <td>25人1学級</td> <td>△45人 △1学級</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>170人5学級</td> <td>75人3学級</td> <td>△90人 △2学級</td> </tr> </tbody> </table>				現 行	計 画	増 減	3歳児	30人1学級	25人1学級	△5人 ±0学級	4歳児	70人2学級	25人1学級	△45人 △1学級	5歳児	70人2学級	25人1学級	△45人 △1学級	計	170人5学級	75人3学級	△90人 △2学級
	現 行	計 画	増 減																				
3歳児	30人1学級	25人1学級	△5人 ±0学級																				
4歳児	70人2学級	25人1学級	△45人 △1学級																				
5歳児	70人2学級	25人1学級	△45人 △1学級																				
計	170人5学級	75人3学級	△90人 △2学級																				
施設の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 状</th> <th>計 画</th> <th>設置基準 (3学級)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園 舎</td> <td>1,090.32 m²</td> <td>1,090.32 m²</td> <td>420 m²</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>1,588.00 m²</td> <td>1,588.00 m²</td> <td>400 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※変更なし</p>				現 状	計 画	設置基準 (3学級)	園 舎	1,090.32 m ²	1,090.32 m ²	420 m ²	運動場	1,588.00 m ²	1,588.00 m ²	400 m ²								
	現 状	計 画	設置基準 (3学級)																				
園 舎	1,090.32 m ²	1,090.32 m ²	420 m ²																				
運動場	1,588.00 m ²	1,588.00 m ²	400 m ²																				
教職員数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配置計画</th> <th>設置基準 (3学級)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園 長</td> <td>1人(兼任)</td> <td>1人 幼稚園設置基準第5条第1項</td> </tr> <tr> <td>教 頭</td> <td>1人(専任)</td> <td>1人 幼稚園設置基準第5条第3項</td> </tr> <tr> <td>教 諭</td> <td>2人(専任)</td> <td rowspan="2">3人 幼稚園設置基準第5条第1項及び第2項</td> </tr> <tr> <td>助 教 諭</td> <td>1人(専任)</td> </tr> <tr> <td>講 師</td> <td>1人(専任)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1人(専任)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記のほかに、園医、園歯科医、園薬剤師</p>				配置計画	設置基準 (3学級)	園 長	1人(兼任)	1人 幼稚園設置基準第5条第1項	教 頭	1人(専任)	1人 幼稚園設置基準第5条第3項	教 諭	2人(専任)	3人 幼稚園設置基準第5条第1項及び第2項	助 教 諭	1人(専任)	講 師	1人(専任)	—	事務職員	1人(専任)	—
	配置計画	設置基準 (3学級)																					
園 長	1人(兼任)	1人 幼稚園設置基準第5条第1項																					
教 頭	1人(専任)	1人 幼稚園設置基準第5条第3項																					
教 諭	2人(専任)	3人 幼稚園設置基準第5条第1項及び第2項																					
助 教 諭	1人(専任)																						
講 師	1人(専任)	—																					
事務職員	1人(専任)	—																					

	項 目	収 入		項 目	支 出	
		27年度	28年度		27年度	28年度
収支予算	生徒納付金	千円 20,425	千円 20,120	人 件 費	千円 28,451	千円 28,842
	手数料収入	0	0	教育管理経費	15,470	15,608
	寄附金収入	0	0	借入金(利息)	0	0
	補助金収入	18,738	18,738	借入金(返済)	0	0
	資産運用収入	525	525	施設関係支出	0	0
	事業収入	1,434	1,434	設備関係支出	29	29
	雑収入	593	593	資産運用支出	0	0
	前受金収入	1,105	1,105	その他の支出	9,007	9,007
	その他の収入	7,587	7,587	(予備費)	0	0
	資金収入調整勘定	▲4,007	▲4,007	資金支出調整勘定	▲1,149	▲1,149
	前年度繰越支払資金	63,457	58,049	次年度繰越支払資金	58,049	51,807
	計	109,857	104,144	計	109,857	104,144

学校の収容定員に係る学則変更認可について

申請の概要

項目	内 容																																															
学校の名称	専修大学北上高等学校																																															
位 置	北上市新穀町二丁目4番64号																																															
設 置 者	学校法人北上学園（理事長 三島 英雄）																																															
変更の理由	現在の入学定員 390 名では、少子化による昨今の入学者の現状とは乖離していることから、入学定員を 300 名に定員変更をしたい。																																															
変更の時期	平成 27 年 4 月 1 日																																															
変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学科等名称</th> <th colspan="2">現 行</th> <th colspan="2">変更後</th> <th colspan="2">増 減</th> </tr> <tr> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">全 日 制 課 程</td> <td>普通科</td> <td>230 人 6 学級</td> <td>690 人 18 学級</td> <td>185 人 5 学級</td> <td>555 人 15 学級</td> <td>△45</td> <td>△ 135</td> </tr> <tr> <td>商業科</td> <td>120 人 3 学級</td> <td>360 人 9 学級</td> <td>80 人 2 学級</td> <td>240 人 6 学級</td> <td>△40</td> <td>△120</td> </tr> <tr> <td>自動車科</td> <td>40 人 1 学級</td> <td>120 人 3 学級</td> <td>35 人 1 学級</td> <td>105 人 3 学級</td> <td>△5</td> <td>△15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>390 人 10 学級</td> <td>1,170 人 30 学級</td> <td>300 人 8 学級</td> <td>900 人 24 学級</td> <td>△90</td> <td>△270</td> </tr> </tbody> </table>						学科等名称	現 行		変更後		増 減		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	全 日 制 課 程	普通科	230 人 6 学級	690 人 18 学級	185 人 5 学級	555 人 15 学級	△45	△ 135	商業科	120 人 3 学級	360 人 9 学級	80 人 2 学級	240 人 6 学級	△40	△120	自動車科	40 人 1 学級	120 人 3 学級	35 人 1 学級	105 人 3 学級	△5	△15	計	390 人 10 学級	1,170 人 30 学級	300 人 8 学級	900 人 24 学級	△90	△270
	学科等名称	現 行		変更後		増 減																																										
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員																																									
	全 日 制 課 程	普通科	230 人 6 学級	690 人 18 学級	185 人 5 学級	555 人 15 学級	△45	△ 135																																								
		商業科	120 人 3 学級	360 人 9 学級	80 人 2 学級	240 人 6 学級	△40	△120																																								
自動車科		40 人 1 学級	120 人 3 学級	35 人 1 学級	105 人 3 学級	△5	△15																																									
計		390 人 10 学級	1,170 人 30 学級	300 人 8 学級	900 人 24 学級	△90	△270																																									
※変更後の総定員については平成 29 年度に完全実施となる。																																																
施設の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>校地 (㎡)</th> <th>高等学校設置 基準の面積 (㎡)</th> <th>区 分</th> <th>校舎等 (㎡)</th> <th>高等学校設置 基準の面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校舎敷地</td> <td>10,843.63</td> <td>—</td> <td>校 舎</td> <td>10,022.15</td> <td>5,040.00</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td>44,834.50</td> <td>8,400.00</td> <td>屋内運動場</td> <td>3,384.49</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>寄 宿 舎</td> <td>1,192.48</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>そ の 他</td> <td>489.99</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>55,678.13</td> <td>—</td> <td>計</td> <td>15,089.11</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	校地 (㎡)	高等学校設置 基準の面積 (㎡)	区 分	校舎等 (㎡)	高等学校設置 基準の面積 (㎡)	校舎敷地	10,843.63	—	校 舎	10,022.15	5,040.00	屋外運動場	44,834.50	8,400.00	屋内運動場	3,384.49	—			—	寄 宿 舎	1,192.48	—			—	そ の 他	489.99	—	計	55,678.13	—	計	15,089.11	—						
	区 分	校地 (㎡)	高等学校設置 基準の面積 (㎡)	区 分	校舎等 (㎡)	高等学校設置 基準の面積 (㎡)																																										
	校舎敷地	10,843.63	—	校 舎	10,022.15	5,040.00																																										
	屋外運動場	44,834.50	8,400.00	屋内運動場	3,384.49	—																																										
			—	寄 宿 舎	1,192.48	—																																										
		—	そ の 他	489.99	—																																											
計	55,678.13	—	計	15,089.11	—																																											
<p>※高等学校設置基準では、校舎及び運動場について以下の面積を満たしている必要がある。 校舎の面積（収容定員 481 人以上の場合） $3,360 \text{ m}^2 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$ 以上 運動場の面積は、8,400 ㎡以上とする。ただし体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。</p>																																																

教職員数	職名	校長	副校長	教諭	助教諭	講師	事務職員	用務員	技術職	校医	計(人)
	専任	1	1	44			7	1	3		57
	兼任					13	1			2	16
	計	1	1	44		13	8	1	3	2	73
	設置基準	1	1	23			相当数	-		-	26

※ 本表は、平成 27 年度の配置計画であること。

収支予算	項目	収 入		項目	支 出	
		27 年度	28 年度		27 年度	28 年度
		千円	千円		千円	千円
	生徒納付金	364,420	404,570	人件費	406,000	406,000
	手数料	11,400	11,400	教育管理経費	162,000	166,500
	寄附金収入	1,000	1,000	施設関係支出	11,340	11,340
	補助金収入	223,400	247,753	資産運用支出	10,000	10,000
	資産運用収入	950	950	その他の支出	10,300	10,300
	事業収入	500	500	資金支出調整勘定	△100	△100
	雑収入	900	900	次年度繰越支払資金	135,557	198,790
	前受金収入	45,000	45,000	計	735,097	802,830
	その他の収入	600	600			
	資金収入調整勘定	△45,400	△45,400			
	前年度繰越支払資金	132,327	135,557			
	計	735,097	802,830			

参 考

議案第9号

専修学校の設置認可申請について

申請の概要

項目	内容							
学校名	大原スポーツ公務員専門学校盛岡校							
位置	盛岡市盛岡駅西通2丁目21番1							
設置者	学校法人 大原学園 (理事長 安部 辰志)							
開設予定日	平成27年4月1日							
設置の目的	教育基本法及び学校教育法に基づき、社会体育指導者・健康管理指導者・トレーナー及び警察官、消防官をはじめとする公務員養成に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。							
定員	課程	学科	修業年限	入学定員	総定員	備考		
	文化・教養専門課程	スポーツ学科	2年	35人	70人			
		公務員2年制学科	2年	70人	140人			
		公務員1年制学科	1年	35人	35人			
教職員数	区分	教員数		職員数		合計	設置基準	
		専任	兼任	専任	兼任			
	1年次	6	1	2	0	9		教員7名以上 (うち専任4名以上)
	2年次	7	1	3	0	11		
施設	区分	面積	設置基準					
	校地	2,413.12㎡	-					
	校舎	1,296.85㎡	712.5㎡					
	校舎の内訳(抜粋)							
区分	室数	面積(㎡)	区分	室数	面積(㎡)			
普通教室	7	441.00	保健室	1	3.85			
特別教室	1	126.00	事務室	1	22.05			
職員室	1	57.66						

主な校具、教具等備品	区分	数量		区分	数量	
	校具・教具	694点		校具・教具(共用分)	543点	
収 支 予 算	年度	収入(千円)		年度	支出(千円)	
	科目	27年度	28年度	科目	27年度	28年度
	生徒納付金	130,200	218,400	人件費	37,000	53,000
	手数料収入	364	427	教育管理経費	93,870	180,540
	補助金収入	0	0	借入金等利息支出	0	0
	資産運用収入	0	0	借入金等返済支出	0	0
	事業収入	10,550	17,580	施設関係支出	0	0
	雑収入	100	100	設備関係支出	0	0
	前受金収入	116,200	116,200	資産運用支出	0	0
	その他収入	6,000	12,000	その他支出	6,000	12,000
	資金収入調整勘定	△73,100	△73,100	資金支出調整勘定	△5,000	△5,000
	前年度繰越支払資金	50,000	108,444	次年度繰越支払資金	108,444	159,511
	計	240,314	400,051	計	240,314	400,051

議案第 10 号

専修学校の設置認可申請について

申請の概要

項目	内 容						
学 校 名	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校						
位 置	盛岡市盛岡駅西通2丁目21番1						
設 置 者	学校法人 大原学園 (理事長 安部 辰志)						
開 設 予 定 日	平成27年4月1日						
設 置 の 目 的	教育基本法及び学校教育法に基づき、簿記会計・税務会計・情報処理・医療事務・福祉並びにこれらのビジネスに関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって関連産業に従事する有為な人材を育成することを目的とする。						
定 員	課程	学科	修業年限	入学定員	総定員	備考	
	商業実務専門課程	経理本科2年制学科	2年	140人	280人		
	教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科	2年	40人	80人		
教 職 員 数	区分	教員数		職員数		合計	設置基準
		専任	兼任	専任	兼任		
	1年次	10	0	3	0	13	
2年次	12	0	4	0	16		
施 設	区分	面積	設置基準				
	校地	2,413.12㎡	-				
	校舎	3,025.97㎡	1,120.0㎡				
校舎の内訳 (抜粋)							
	区分	室数	面積 (㎡)	区分	室数	面積 (㎡)	
	普通教室	10	675.90	保健室	1	8.98	
	特別教室	11	562.60	事務室	1	51.45	
	職員室	1	134.55				

主な校具、教具等備品	区分	数量		区分	数量	
	校具・教具	5,056点		図書	853点	
	校具・教具(共用分)	543点				
収 支 予 算	年度 科目	収入(千円)		年度 科目	支出(千円)	
		27年度	28年度		27年度	28年度
	生徒納付金	175,200	332,400	人件費	49,000	67,500
	手数料収入	468	576	教育管理経費	135,780	277,660
	補助金収入	0	0	借入金等利息支出	0	0
	資産運用収入	0	0	借入金等返済支出	0	0
	事業収入	19,450	32,420	施設関係支出	0	0
	雑収入	200	200	設備関係支出	0	0
	前受金収入	175,200	175,200	資産運用支出	0	0
	その他収入	6,000	12,000	その他支出	6,000	12,000
	資金収入調整勘定	△97,600	△97,600	資金支出調整勘定	△5,000	△5,000
	前年度繰越支払資金	50,000	143,138	次年度繰越支払資金	143,138	246,174
	計	328,918	598,334	計	328,918	598,334

議案第 11 号

専修学校の目的変更認可について

目的変更認可申請の概要

項目	内 容																																																																																																
学校名	盛岡医療福祉専門学校																																																																																																
位 置	盛岡市大沢川原三丁目5番18号																																																																																																
設置者	学校法人 龍澤学館 (理事長 龍澤 正美)																																																																																																
変更の理由	<p>これまで設置していた教育・社会福祉分野、商業実務分野、医療分野に加え、<u>文化・教養分野</u>の学科を設置することに伴う目的変更である。</p> <p>文化・教養分野の新設学科は、<u>スポーツ健康学科</u>であり、当該学科の設置理由は以下のとおりである。</p> <p>2016年岩手国体、2020年の東京オリンピックが開催予定となっているなど国内でスポーツを取り巻く環境は大きく変わろうとしている。こうした社会情勢を受け、今後ますます需要の増加が予想される<u>スポーツ</u>に関する仕事の中で、<u>ビジネス感覚</u>を持ち活躍する人材を育成するため、<u>文化・教養専門課程</u>スポーツ健康学科を設置する。</p>																																																																																																
変更の時期	平成27年4月1日																																																																																																
変更の内容	目的	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療、教育・社会福祉及び商業実務の各専門課程を設置し、医療及び福祉に関する専門的知識並びに技能を修得させ、もってその分野で貢献できる専門家及び指導者の養成を図ることを目的とする。</td> <td>本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療、教育・社会福祉、<u>商業実務及び文化・教養</u>の各専門課程を設置し、<u>医療、福祉及びスポーツ</u>に関する専門的知識並びに技能を修得させ、もってその分野で貢献できる専門家及び指導者の養成を図ることを目的とする。</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	変 更 後	本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療、教育・社会福祉及び商業実務の各専門課程を設置し、医療及び福祉に関する専門的知識並びに技能を修得させ、もってその分野で貢献できる専門家及び指導者の養成を図ることを目的とする。	本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療、教育・社会福祉、 <u>商業実務及び文化・教養</u> の各専門課程を設置し、 <u>医療、福祉及びスポーツ</u> に関する専門的知識並びに技能を修得させ、もってその分野で貢献できる専門家及び指導者の養成を図ることを目的とする。																																																																																											
	現 行	変 更 後																																																																																															
本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療、教育・社会福祉及び商業実務の各専門課程を設置し、医療及び福祉に関する専門的知識並びに技能を修得させ、もってその分野で貢献できる専門家及び指導者の養成を図ることを目的とする。	本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療、教育・社会福祉、 <u>商業実務及び文化・教養</u> の各専門課程を設置し、 <u>医療、福祉及びスポーツ</u> に関する専門的知識並びに技能を修得させ、もってその分野で貢献できる専門家及び指導者の養成を図ることを目的とする。																																																																																																
設置する課程等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現 行</th> <th colspan="5">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>課程</th> <th>分野</th> <th>学 科</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> <th>課程</th> <th>分野</th> <th>学 科</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">専門課程</td> <td rowspan="4">教育・社会福祉</td> <td>介護福祉学科</td> <td>2</td> <td>80</td> <td>160</td> <td rowspan="10">専門課程</td> <td rowspan="4">教育・社会福祉</td> <td>介護福祉学科</td> <td>2</td> <td>80</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>保育福祉学科</td> <td>3</td> <td>40</td> <td>120</td> <td>保育福祉学科</td> <td>3</td> <td>40</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>社会福祉学科</td> <td>3</td> <td>40</td> <td>120</td> <td>社会福祉学科</td> <td>3</td> <td>40</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>心理福祉学科</td> <td>4</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>心理福祉学科</td> <td>4</td> <td>40</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商業実務</td> <td>医療事務学科</td> <td>2</td> <td>80</td> <td>160</td> <td rowspan="2">商業実務</td> <td>医療事務学科</td> <td>2</td> <td>80</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>柔道整復学科(昼)</td> <td>3</td> <td>120</td> <td>360</td> <td>柔道整復学科(昼)</td> <td>3</td> <td>120</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医療</td> <td>柔道整復学科(夜)</td> <td>3</td> <td>30</td> <td>90</td> <td rowspan="3">医療</td> <td>柔道整復学科(夜)</td> <td>3</td> <td>30</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>鍼灸学科</td> <td>3</td> <td>60</td> <td>180</td> <td>鍼灸学科</td> <td>3</td> <td>60</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>文化・教養</td> <td>スポーツ健康学科</td> <td>2</td> <td>40</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	現 行		変 更 後					課程	分野	学 科	修業年限	入学定員	総定員	課程	分野	学 科	修業年限	入学定員	総定員	専門課程	教育・社会福祉	介護福祉学科	2	80	160	専門課程	教育・社会福祉	介護福祉学科	2	80	160	保育福祉学科	3	40	120	保育福祉学科	3	40	120	社会福祉学科	3	40	120	社会福祉学科	3	40	120	心理福祉学科	4	40	160	心理福祉学科	4	40	160	商業実務	医療事務学科	2	80	160	商業実務	医療事務学科	2	80	160	柔道整復学科(昼)	3	120	360	柔道整復学科(昼)	3	120	360	医療	柔道整復学科(夜)	3	30	90	医療	柔道整復学科(夜)	3	30	90	鍼灸学科	3	60	180	鍼灸学科	3	60	180	文化・教養	スポーツ健康学科	2	40	80
現 行		変 更 後																																																																																															
課程	分野	学 科	修業年限	入学定員	総定員	課程	分野	学 科	修業年限	入学定員	総定員																																																																																						
専門課程	教育・社会福祉	介護福祉学科	2	80	160	専門課程	教育・社会福祉	介護福祉学科	2	80	160																																																																																						
		保育福祉学科	3	40	120			保育福祉学科	3	40	120																																																																																						
		社会福祉学科	3	40	120			社会福祉学科	3	40	120																																																																																						
		心理福祉学科	4	40	160			心理福祉学科	4	40	160																																																																																						
	商業実務	医療事務学科	2	80	160		商業実務	医療事務学科	2	80	160																																																																																						
		柔道整復学科(昼)	3	120	360			柔道整復学科(昼)	3	120	360																																																																																						
	医療	柔道整復学科(夜)	3	30	90		医療	柔道整復学科(夜)	3	30	90																																																																																						
		鍼灸学科	3	60	180			鍼灸学科	3	60	180																																																																																						
		文化・教養	スポーツ健康学科	2	40			80																																																																																									
	授業時間数	スポーツ健康学科 1,950時間																																																																																															

教員	職数	区分	教員数		職員数		兼任	教員数の設置基準	
			専任	兼任	専任	兼任			
		1年次	3	6	0	2	11		3人以上 (うち専任3人以上)
2年次	3	6	0	2	11				
施設			面積				設置基準		
	校地		5,916.46m ²				-		
	校舎		337.44m ²				300m ² 以上		
	校舎の内訳(抜粋)								
		区分	室数	面積		区分	室数	面積	
	普通教室	2	130.25m ²						
	特別教室	3	163.19m ²						
収支	算	収入(千円)				支出(千円)			
		年度		27	28	年度		27	28
		科目				科目			
		生徒納付金		35,200	66,400	人件費		18,030	18,450
		手数料収入		1,000	1,150	教育管理経費		20,100	22,250
		補助金収入		0	0	借入金等利息支出		0	0
		資産運用収入		1	1	借入金等返済支出		0	0
		事業収入		0	0	施設関係支出		10,150	300
		雑収入		0	0	設備関係支出		11,000	1,800
		前受金収入		19,600	35,200	資産運用支出		0	0
		その他収入		3,500	7,000	その他支出		3,000	6,500
		資金収入調整勘定		0	△19,600	資金支出調整勘定		△1,500	△2,500
		前年度繰越支払資金		0	△1,479	次年度繰越支払資金		△1,479	41,872
計		59,301	88,672	計		59,301	88,672		

平成 26 年度

第 2 回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日 時 平成 26 年 9 月 24 日 (水) 午前 10 時
場 所 岩手県庁 3 階 議会第三会議室

岩手県総務部法務学事課

報告事項 1

幼稚園に関する設置等認可審査基準の改正案について

改正内容の概要

1 改正しようとする趣旨

- (1) 子ども・子育て支援新制度施行予定に伴う所要の見直し
 - ・改正認定こども園法の施行予定に伴う所要の改正（現・幼保連携型認定こども園に係る規定の整理）
 - ・学校法人認可（及び寄附行為変更）基準に新・幼保連携型認定こども園を盛り込む
- (2) 現状を踏まえた規模・面積要件の緩和・改正
 - ① 公立幼稚園の民営化への対応
 - ・過疎地域の柔軟な幼児教育の展開に資する
 - ② 私立幼稚園の現状を踏まえた規模要件の緩和に伴う柔軟な幼稚園経営の実現
 - ・園児数 70 人未満の幼稚園：1/3 超
 - ・実員が収容定員の半数以下の幼稚園：4 割
 - ・園児数 1 桁の学級が存在する幼稚園：5 園
 - ・園児数 35 人以下の幼稚園：4 園
 - ③ 老朽改築等の促進
 - ・面積要件は、保育室を除き幼稚園設置基準（国最低基準）を遵守すれば可
 - ・地域の実情に応じた施設への改築が可能
 - ④ 保育室面積要件の改正
 - ・園舎改築等に際し、保育室の狭隘設計を防止する必要
 - ・より質の高い教育を志向するため、認定こども園の基準（学級定員×1.98 m²）を採用（既存園舎は従前どおりで可）
 - ・将来、認定こども園を志向する場合の担保にも繋がる
- (3) 基本財産の所有等要件の見直し（平成 19 年度国規制緩和全国展開の適用等）
 - ① 園舎の長期借用を認める
 - ② やむを得ない場合は、園地・園舎の短期借用を認める

2 改正案の内容

別添新旧対照表のとおり

3 改正・施行予定時期

- (1) 改正時期
 - ・平成 26 年 10 月上旬を予定
- (2) 施行時期
 - ・平成 27 年 4 月 1 日を予定。
 - ・但し、新制度施行に向け平成 26 年度中に対応を要する場合は、平成 26 年度中から適用する。

「幼稚園に関する設置等認可審査基準」の一部改正に係る新旧対照表（案）

現 行	改正後（案）	考 え 方
幼稚園に関する設置等認可審査基準	幼稚園等に関する設置等認可審査基準	<p>趣 旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新制度施行に伴う所要の改正 ②公立幼稚園民営化対応に係る所要の改正 ③新制度施行に伴う規模・面積要件の一部緩和 <p>適用日新制度施行予定日（平成27年4月1日） 但し平成26年度中の準備行為を可能とする</p> <p>題名変更学校法人設置可能施設に「新・幼保連携型認定こども園」を追加</p>
岩手県における私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置及び収容定員の増加に係る学則の変更並びに幼稚園の設置を主たる目的とする学校法人の設立及び寄附行為の変更に係る認可については、法令に定めるもののほか、この審査基準により取り扱うものとする。	岩手県における私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置及び収容定員の増加に係る学則の変更並びに幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の設置を主たる目的とする学校法人の設立及び寄附行為の変更に係る認可については、法令に定めるもののほか、この審査基準により取り扱うものとする。	<p>学校法人が設置することができる学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校教育法1条校 ②新・幼保連携型認定こども園
第1 幼稚園の設置を認可する場合	第1 幼稚園の設置を認可する場合	
1 新たに設置する幼稚園の設置者は、学校法人であること。ただし、認可保育所を設置する社会福祉法人が、幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合は、当該社会福祉法人を設置者と認めることができること。	1 新たに設置する幼稚園の設置者は、原則として学校法人であること。	現・幼保連携型認定こども園に係る規定の削除
2 幼稚園の立地条件が適切であり、当該幼稚園が他の幼稚園等と不当に競合することなくその役割を十分に果たすことが期待されるものであること。	2 幼稚園の立地条件が適切であり、当該幼稚園が他の幼稚園等と不当に競合することなくその役割を十分に果たすことが期待されるものであること。	
3 幼稚園の開設の時期は、原則として4月1日とすること。	3 幼稚園の開設の時期は、原則として4月1日とすること。	
4 幼稚園の規模は、学級数2学級以上、園児数70人以上であること。ただし、幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合の園児数については、幼稚園と認可保育所の合計園児数が70人以上となるときには、幼稚園の園児数は10人以上とする。		<p>規模要件の削除</p> <p>○現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70人に満たない幼稚園：1／3超（H26.5.1現在） ・1学級の園児数1桁の園の存在 ・1園35人未満の園の存在 <p>○方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた柔軟な幼稚園経営が可能 ・公立零細園の民営化に資する
5 専任でない園長を置く場合は、学校教育法第27条第4項に定める職務を処理することができる者であること。	4 専任でない園長を置く場合は、学校教育法第27条第4項に定める職務を処理することができる者であること。	
6 幼稚園の施設及び設備は、次に掲げる要件を満たすものであること。	5 幼稚園の保育室1室の面積は、当該保育室の収容定員の数に1.98平方メートルを乗じて得た面積以上であること。	<p>面積要件の一部緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地及び遊戯室の面積要件を削除 ・保育室面積のみ認定こども園の要件を適用 →将来的な認定こども園志向時の担保とする
(1) 園地の面積は、1,064㎡以上であること。		<p>園地の面積要件の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園舎敷地及び運動場面積：幼稚園設置基準（省令） ・より柔軟な施設整備（改築等）に資する
(2) 保育室1室の面積は53㎡以上、遊戯室の面積は100㎡以上であること。		<p>遊戯室の面積要件の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より柔軟な施設整備（改築等）に資する

現 行	改正後(案)	考 え 方
	6 市町村立幼稚園を学校法人立又は社会福祉法人立幼稚園にしようとする場合にあつては、5の要件を満たすことを要しない。	<u>公立零細幼稚園民営化に係る要件緩和</u> ・過疎地域の柔軟な幼児教育の展開に資する
	7 平成27年3月31日において現に存する幼稚園の保育室にあつては、5の規定にかかわらず、従前の例によることができるものであること。	<u>保育室面積要件に係る既存園舎保育室の適用除外</u> ・新制度施行日前日に現に存する幼稚園園舎の保育室は、1室当たり53㎡以上で可とする。
第2 幼稚園の収容定員の増加に係る学則の変更を認可する場合	第2 幼稚園の収容定員の増加に係る学則の変更を認可する場合	
1 収容定員の増加が当該市町村及び当該地域における幼児施設等の需要の状況からみて適切であると認められるものであること。	1 収容定員の増加が当該市町村及び当該地域における幼児施設等の需要の状況からみて適切であると認められるものであること。	
2 収容定員の増加が幼児教育上適切な規模であること。	2 収容定員の増加が幼児教育上適切な規模であること。	
3 収容定員の増加の時期は、原則として4月1日とすること。	3 収容定員の増加の時期は、原則として4月1日とすること。	
4 幼稚園の施設は、第1の6に掲げる要件を満たすものであること。	4 幼稚園の保育室は、第1の5に掲げる要件を満たすものであること。 <u>ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。</u>	<u>収容定員増加時の保育室面積要件の適用</u> ・収容定員を増加する場合は、保育室面積要件に適合する必要がある。 ・ただし、新制度に移行した幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)が、適正な施設型給付額を受給すべく収容定員超過受入に伴う収容定員是正を行う場合などの真にやむを得ない理由がある場合は、保育室面積要件を適用せずに収容定員の増加を認めることとする。
5 幼稚園の管理運営が適正に行われていると認められるものであること。	5 幼稚園の管理運営が適正に行われていると認められるものであること。	
第3 学校法人の設立を認可する場合	第3 幼稚園等を設置する学校法人の設立を認可する場合	○対象施設 ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園
1 基本財産について	1 基本財産について	○幼保連携型認定こども園設置学校法人にも適用。
(1) 基本財産は、原則として借用でないこと。ただし、 <u>園舎敷地及び運動場(以下「園地」という。)</u> については、次に掲げる場合など、学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用を認めることができること。	(1) 基本財産は、原則として借用でないこと。ただし、次に掲げる場合など、学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用を認めることができること。	<u>園舎の借用を可とする</u> ・平成19年度の国規制緩和等を踏まえた措置
ア 国又は地方公共団体からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。	ア 国又は地方公共団体(以下「国等」という。)からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。	
イ 借用部分が宗教法人等の境内地等であつて、所有権を移転することが当該法人等の目的等に照らし困難であるとき。		<u>削除</u> ・県内に宗教法人立の幼稚園がなくなる予定。
ウ 借用部分について、学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。	イ 借用部分について、学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。	

現 行	改正後(案)	考 え 方
(2) 園地が借用である場合においては、園地として20年以上使用する権利を学校法人が取得できるものであること。ただし、借用の部分が国等からの借用で私権の設定が不可能なときは、園地として長期にわたり安定して使用できる旨を証する行政庁の書面をもってかえることができるものとする。	(2) 基本財産が借用である場合においては、基本財産として20年以上使用する権利を学校法人が取得できるものであること。ただし、借用の部分が国等からの借用で私権の設定が不可能なときは、基本財産として長期にわたり安定して使用できる旨を証する行政庁の書面をもってかえることができるものとする。	基本財産全て借用可 ・平成19年度の国規制緩和等を踏まえた措置
	(3) (2)の規定にかかわらず、幼稚園等が目指す教育・保育内容を実現するために、園舎敷地、園庭及び運動場(以下「園地」という。)並びに園舎を短期借用しなければならぬやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保障が得られなくても差し支えないこと。	園地・園舎の短期借用を規定 ○校地・校舎の自己所有規制緩和(平成19年度・国) ・学校法人認可・同変更認可いずれも適用 ・長期にわたり校地・校舎を使用できる保証がある借用であること。なお、国・地方公共団体からの借用に限らず、民間からの借用でも可。 ・校地校舎の短期借用しなければならぬやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保障が得られなくとも可。
(3) 園地は、開設時までに学校運営上支障のないよう整備されるものであること。	(4) 園地は、開設時までに幼稚園等の運営上支障のないよう整備されるものであること。	○幼稚園及び幼保連携型認定こども園
(4) 施設及び設備の整備に要する経費(以下「設置経費」という。)の財源の4分の1以上は、寄附金をもって充てるものであり、かつ、申請時において金額が収納されているものであること。ただし、寄附金の取扱いについては次のとおりとする。	(5) 施設及び設備の整備に要する経費(以下「設置経費」という。)の財源の4分の1以上は、寄附金をもって充てるものであり、かつ、申請時において金額が収納されているものであること。ただし、寄附金の取扱いについては次のとおりとする。	
ア 園地として使用する目的で寄附された土地の価格は、設置経費及び寄附金のいずれにも算入しないものであること。	ア 園地として使用する目的で寄附された土地の価格は、設置経費及び寄附金のいずれにも算入しないものであること。	
イ 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない資金は、設置経費の財源に算入しないものであること。	イ 入園を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない資金は、設置経費の財源に算入しないものであること。	
ウ 申請年度内に収納されることが確実と認められる特別な事情がある寄附金は、収納されている寄附金に算入するものであること。	ウ 申請年度内に収納されることが確実と認められる特別な事情がある寄附金は、収納されている寄附金に算入するものであること。	
2 運用財産について	2 運用財産について	
新たな幼稚園の設置を主たる目的とする学校法人の設立の場合にあっては、幼稚園開設年度の経常経費の4分の1以上に相当する額は寄附金をもって充てるものであること。	新たな幼稚園等の設置を主たる目的とする学校法人の設立の場合にあっては、幼稚園等開設年度の経常経費の4分の1以上に相当する額は寄附金をもって充てるものであること。	○幼保連携型認定こども園設置学校法人にも適用。

現 行	改正後(案)	考 え 方
3 負債について 幼稚園の施設又は設備の充実のために要したことが明確であり、かつ、適正な返済計画があり、当事者間で合意されているものについては、開設時の基本財産の3分の1の額以内で負債の承継を認めるものとし、この負債については、園地、園舎に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。	3 負債について 幼稚園等の施設又は設備の充実のために要したことが明確であり、かつ、適正な返済計画があり、当事者間で合意されているものについては、開設時の基本財産の3分の1の額以内で負債の承継を認めるものとし、この負債については、園地、園舎に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。	○幼保連携型認定こども園設置学校法人にも適用。
4 役員等について (1) 理事及び監事(以下「役員」という。)並びに評議員は、財産の寄附者又は特定の関係者のみをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者、その他教育に関し識見を有するものうちから公正に選任されていること。 (2) 役員は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人の役員としてふさわしい社会的信望を有する者であること。 (3) 理事である評議員以外の評議員は、学校法人の設立後すみやかに選任出来るようその候補者が選定されていること。 (4) 常勤の役員以外の役員等は、その地位について報酬(給与に準ずる者を含む。)を受けるものではないこと。 (5) 財産の寄附者が幼稚園の業務に従事する場合には、寄附者が当該学校法人から受ける給与等の額が、他の同規模の幼稚園の給与等に比し著しく高額でないこと。	4 役員等について (1) 理事及び監事(以下「役員」という。)並びに評議員は、財産の寄附者又は特定の関係者のみをもって充てることなく、広く教育関係者(幼保連携型認定こども園にあつては、「教育・保育関係者」)、学識経験者、その他教育に関し識見を有するものうちから公正に選任されていること。 (2) 役員は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人の役員としてふさわしい社会的信望を有する者であること。 (3) 理事である評議員以外の評議員は、学校法人の設立後すみやかに選任出来るようその候補者が選定されていること。 (4) 常勤の役員以外の役員等は、その地位について報酬(給与に準ずる者を含む。)を受けるものではないこと。 (5) 財産の寄附者が幼稚園等の業務に従事する場合には、寄附者が当該学校法人から受ける給与等の額が、他の同規模の幼稚園等の給与等に比し著しく高額でないこと。	○幼保連携型認定こども園：学校及び児童福祉施設
5 学校法人以外の者によって設置された既設幼稚園が学校法人化をしようとする場合について		削 除 ・(1)及び(2)に該当する幼稚園がなくなる予定。
(1) 宗教法人立幼稚園の学校法人化に当たっては、寄附行為で旧設置者である宗教法人の指名する者1人が理事となる旨の規定を設けることができるものであること。		削 除 ・県内に宗教法人立の幼稚園がなくなる予定。
(2) 幼稚園設置基準(以下「新基準」という。)施行の際(昭和32年2月1日)現に存する幼稚園であつて、新基準施行の日から学校法人設立の日までの間に学級増を行っていない幼稚園については、園舎及び運動場の面積は、従前の例によることができるものであること。		削 除 ・該当する幼稚園が存在しなくなる予定。

現 行	改正後(案)	考 え 方
第4 新たな幼稚園の設置に係る寄附行為の変更を認可する場合	第4 新たな幼稚園等の設置に係る寄附行為の変更を認可する場合	○対象施設 ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園
1 原則として、従来設置している学校(以下「既設の学校」という。)の施設及び設備がそれぞれの設置基準に適合していること。	1 原則として、従来設置している学校(幼保連携型認定こども園を含む。以下「既設の学校」という。)の施設及び設備がそれぞれの設置基準に適合していること。	○幼保連携型認定こども園のみを設置している学校法人が、新たに幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する場合の規定。
2 既設の学校の在籍生徒数が収容定員を著しく超過していないこと。	2 既設の学校の在籍生徒数が収容定員(幼保連携型認定こども園の場合は「 <u>利用定員</u> 」)を著しく超過していないこと。	○幼保連携型認定こども園が園則で規定するのは「 <u>利用定員</u> 」であること。(国規則)
3 既設の学校について施設等の整備計画があり、当該計画の全部又は一部について未完成なものがある場合には、当該整備が確実に履行されると認められるものであること。	3 既設の学校について施設等の整備計画があり、当該計画の全部又は一部について未完成なものがある場合には、当該整備が確実に履行されると認められるものであること。	
4 既設の学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。	4 既設の学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。	
5 学校紛争等幼稚園の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。	5 学校紛争等、幼稚園等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。	○幼保連携型認定こども園を追加
	附 則 <u>この審査基準は平成27年4月1日から施行し、同日以後の開設等に係る認可申請の審査から適用する。</u>	○改正認定こども園法等の準備行為に対応。
備 考 改正部分は、下線部分のとおりである。		

報告事項 2

子ども・子育て支援新制度施行予定に伴う私立幼稚園認可事務の取扱いについて

1 趣旨

子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から施行される予定だが、制度移行期特有のケースについて、学校教育法上の認可事務（私立学校審議会への諮問等を含む。）の取扱いを定めたもの。

2 経緯

- (1) 子ども・子育て支援新制度を平成 27 年度から施行することについての最終的な確定は、消費増税を判断する平成 26 年 12 月頃であること。
- (2) 新制度移行を希望する事業者は、平成 27 年度施行に向け、今後様々な手続きを進めることとなるが、一部のケースについては、本県規則及び内規で定める規定（申請書等の提出期限、2 段階審査等）では対応できないこと。

3 取扱方針

子ども・子育て支援新制度への移行等に起因する計画・申請事案については、本県規定上の「知事が特別な事情があると認める場合」として、2 段階審査を 1 段階審査で可とするとともに、認可申請書の提出期限を、前年度の 1 月末日とする。
よって、私立学校審議会への諮問時期は、前年度の 3 月となる。

理由

- ・新制度施行確定時期と本県規定の原則との兼ね合いにより事業者に不利益と与えてはならないこと。
- ・新制度移行促進の観点からも、柔軟な対応が必要と思料されること。

各私立幼稚園設置者 }
各私立幼稚園長 } 様
各市町村長 }

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

子ども・子育て支援新制度施行予定に伴う私立幼稚園認可事務の取扱いについて（通知）
このことについて、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は平成 27 年度から施行される予定ですが、制度移行期に伴い、今後、学校教育法施行細則（昭和 41 年岩手県規則第 70 号、以下「規則」という。）及び岩手県私立学校認可事務取扱要領（昭和 62 年総務部長決裁、以下「内規」という。）で規定する手続きを下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1 学校設置認可申請

(1) 想定される例

○現在認可を受けた私立幼稚園ではない場合であって、新制度施行と同時に新・幼保連携型認定こども園の認可を受けるべく新築工事等を進めていたが、翌年度から新制度が施行されなかったため、新たに私立幼稚園の認可を受ける必要が生じた場合 等

(2) 今後の取扱い

○事情やむを得ないことから、規則及び内規で規定する「知事が特別な事情があると認めるとき」を適用し、次のとおり取り扱うこととする。

・学校設置計画書の提出を省略することとし、2段階審査を1段階審査とする。

（内規第 5 条第 3 項第 3 号）

・学校設置認可申請書の提出期限を延長（前年度の 7 月末日→前年度の 1 月末日）する。

（規則第 6 条の 5 ただし書き）

(3) スケジュール

時 期	これまでの取扱い	今後の取扱い	平成 27 年度当初から運営を開始する場合
変更しようとする前々年度の 1 月末日	【2段階審査－1段階目】 学校設置計画書の提出期限 （内規第 2 条第 1 項第 2 号）	—	
同 3 月下旬	【2段階審査－1段階目】 私立学校審議会に協議	—	
変更しようとする前年度の 7 月末日	【2段階審査－2段階目】 学校設置認可申請書の提出期限 （規則第 6 条の 5 及び別表）	—	
同 9 月中～下旬	【2段階審査－2段階目】 私立学校審議会に諮問	—	
変更しようとする前年度の 1 月末日	—	【1段階審査】 学校設置認可申請書の提出期限 （規則第 6 条の 5 ただし書き）	平成 27 年 1 月 31 日
同 3 月中～下旬	—	【1段階審査】 私立学校審議会に諮問	平成 27 年 3 月
変更日（4 月 1 日）	幼稚園設置認可・運営開始	幼稚園設置認可・運営開始	平成 27 年 4 月 1 日

2 学校の収容定員に係る学則変更認可申請（収容定員減の場合）

(1) 想定される例

○私立幼稚園が、新制度施行と同時に新・幼保連携型認定こども園の認可を受けるべく認可保育所機能を整備するため工事等を進めていたが、翌年度から新制度が施行されなかったため、新たに保育所の認可を受ける必要が生じ、現在の幼稚園の収容定員を減じる必要が生じた場合 等

(2) 今後の取扱い

○事情やむを得ないことから、規則で定める「知事が特別な事情があると認めるとき」を適用し、次のとおり取り扱うこととする。

・学校の収容定員に係る学則変更認可申請書の提出期限を延長（前年度の 7 月末日→前年度の 1 月末日）する。（規則第 6 条の 5 ただし書き）

(3) スケジュール

時 期	これまでの取扱い	今後の取扱い	平成 27 年度当初から 運営を開始する場合
変更しようとする前 年度の 7 月末日	学校の収容定員に係る学則変更 認可申請書の提出期限 (規則第 6 条の 5)	—	
同 9 月中～下旬	私立学校審議会に諮問	—	
変更しようとする前 年度の 1 月末日	—	学校の収容定員に係る学則変更 認可申請書の提出期限 (規則第 6 条の 5 ただし書き)	平成 27 年 1 月 31 日
同 3 月中～下旬	—	私立学校審議会に諮問	平成 27 年 3 月
変更日 (4 月 1 日)	学校の収容定員に係る学則変更 開始	学校の収容定員に係る学則変更 開始	平成 27 年 4 月 1 日

3 学校の収容定員に係る学則変更認可申請 (収容定員増の場合)

(1) 想定される例

○収容定員を超過している幼稚園が新制度に移行するため、定員増の申請を行う場合 等

(2) 今後の取扱い

○事情やむを得ないことから、規則及び内規で定める「知事が特別な事情があると認めるとき」を適用し、次のとおり取り扱うこととする。

・収容定員変更計画書の提出を省略することとし、2段階審査を1段階審査とする。

(内規第 5 条)

・学校設置認可申請書の提出期限を延長 (前年度の 7 月末日→前年度の 1 月末日) する。

(3) スケジュール

時 期	これまでの取扱い	今後の取扱い	平成 27 年度当初から 運営を開始する場合
変更しようとする 前々年度の 1 月末日	【2段階審査-1段階目】 収容定員変更計画書の提出期限 (内規第 3 条第 1 項)	—	
同 3 月下旬	【2段階審査-1段階目】 私立学校審議会に協議	—	
変更しようとする前 年度の 7 月末日	【2段階審査-2段階目】 学校の収容定員に係る学則変更 認可申請書の提出期限 (規則第 6 条の 5)	—	
同 9 月中～下旬	【2段階審査-2段階目】 私立学校審議会に諮問	—	
変更しようとする前 年度の 1 月末日	—	【1段階審査】 学校の収容定員に係る学則変更 認可申請書の提出期限 (規則第 6 条の 5 ただし書き)	平成 27 年 1 月 31 日
同 3 月中～下旬	—	【1段階審査】 私立学校審議会に諮問	平成 27 年 3 月
変更日 (4 月 1 日)	学校の収容定員に係る学則変更 開始	学校の収容定員に係る学則変更 開始	平成 27 年 4 月 1 日

4 その他

(1) 上述の取扱いは、認可を担保するものではないため留意すること。

(2) 上述に該当する場合はもとより、学校教育法又は私立学校法に係る認可を要すると思われる事案が生じた場合は、速やかに相談・協議すること。

なお、新制度施行日の前日において幼保連携型認定こども園ではない私立幼稚園が、新制度施行日以降に新・幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合、学校教育法で定める学校廃止認可が必要であるため留意すること。

(3) 不明な点については随時照会すること。

担 当 : 私学振興担当 高橋
電 話 : 019-629-5042
F A X : 019-629-5049
E-mail : AH0007@pref.iwate.jp

参 考

1 学校教育法施行細則（昭和41年10月25日岩手県規則第70号）

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）に基づいてする私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）に係る認可の申請及び届出の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校の設置認可の申請）

第2条 法第4条第1項（法第134条第2項において準用する場合を含む。第4条及び第5条において同じ。）又は第130条第1項の規定による学校の設置についての認可の申請は、別に定める様式による学校設置認可申請書に、省令第3条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 設置趣意書
- (2) 設置者の履歴書及び市町村長が発行する身分証明書（設置者が法人の場合は、その名称及び住所を記載した書類）
- (3) 別に定める様式による施設調書
- (4) 校地校舎等の所有権を証する書類（借用部分がある場合は、当該部分に係る貸借契約書）
- (5) 別に定める様式による学級編制表
- (6) 別に定める様式による校具、教具等の明細書
- (7) 別に定める様式による教職員組織調書
- (8) 開設後2年間の事業計画書及び収支予算書
- (9) 学校事業所等水道条例（昭和33年岩手県条例第25号）第7条の規定による成績書
- (10) 学校の位置を示す図面
- (11) 設置者が法人の場合は、設置に関する理事会及び評議員会の決議録
- (12) 設置者が岩手県知事が設置の認可をした学校法人（以下「岩手県知事設置認可学校法人」という。）以外の法人の場合は、寄附行為（定款その他の寄附行為に相当するものを含む。以下同じ。）及び財産目録

[略]

（私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請）

第3条の5 法第4条第1項の規定による私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校の収容定員に係る学則変更認可申請書に、省令第5条第3項に規定する書類及び図面を添えるほか、当該認可に係る第2条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類並びに学則の変更事項の比較対照表を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら収容定員を減じるものである場合は、第2条第4号及び第6号に掲げる書類の添付は要しないものとする。

[略]

（申請書の提出期限）

第6条の5 第2条から前条までに規定する申請書は、別表に掲げる日までに提出しなければならない。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

[略]

別表（第6条の5関係）※抜粋

申請書の名称	提出期限
学校設置認可申請書	開設しようとする年度の前年度の7月31日
学校の収容定員に係る学則変更認可申請書	変更しようとする年度の前年度の7月31日

2 岩手県私立学校認可事務取扱要領（昭和62年8月25日総務部長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、岩手県内における私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）の認可事務の取扱いの円滑な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（学校の設置）

第2条 学校を設置しようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書（様式第1号）を、次に掲げる学校の種類ごとにそれぞれの期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）にあっては、開設予定日の属する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の7月末日
 - (2) 幼稚園にあっては、開設年度の前々年度の1月末日
 - (3) 専修学校及び各種学校にあっては、開設年度の前年度の5月末日
- 2 前項の学校設置計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設置趣意書（様式第2号）
 - (2) 設置計画の概要（様式第3号）
 - (3) 設立代表者の履歴書（様式第4号）
 - (4) 教育需要に係る資料（様式第5号）
 - (5) 校舎等の位置図、配置図及び平面図
 - (6) 負債償還計画書（様式第6号）
 - (7) 設置後2年間の収支予算書（様式第7号）
 - (8) 設置計画者が法人の場合は、理事会及び評議員会の決議録（法人の設立を伴う場合は、設立準備委員会等の決議録）
- 3 知事は、第1項の学校設置計画書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を速やかに設置計画者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあっても、学校の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

（収容定員変更）

第3条 小学校等及び幼稚園の収容定員の増加に係る学則の変更（以下「収容定員変更」という。）をしようとする者（以下「収容定員変更計画者」という。）は、収容定員変更計画書（様式第8号）を、変更予定日の属する年度の前々年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の収容定員変更計画書には、収容定員変更の概要（様式第9号）のほか、当該計画に係る前条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、これらの規定中「設置」とあるのは、「収容定員変更」と読み替えるものとする。
- 3 知事は、第1項の収容定員変更計画書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を速やかに収容定員変更計画者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 収容定員変更計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあっても、収容定員変更が認可されるべきものと解釈してはならない。

〔略〕

（事前相談）

第5条 前3条に規定する計画書又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項（第134条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第130条第1項に規定する認可の申請書を提出しようとする者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

- 2 知事は、前項の協議を受けたときは、必要に応じ、資料の提示を求め、又は関係機関等の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、前3条の規定にかかわらず、第1項の協議を受けた場合において、当該計画の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する計画書の提出を免除することができる。
- (1) 当該計画の内容が施設の新築等の工事を伴わないものであるとき。
 - (2) 知事が当該計画について、前3条に規定する計画書の審査の過程において当該計画の大幅な修正を迫られる可能性が著しく低いと認めるとき。
 - (3) その他特別な事情があると知事が認めるとき。

報告事項3

私立幼稚園の新制度移行に係る意向調査結果について

1 調査対象施設の数

- (1) 調査期間 平成26年6月9日～平成26年7月11日
 (2) 調査対象施設数 84園中82園(97.6%)
 (3) 回答率 82園中82園(100.0%)

【内訳】

(単位：園、%)

	私立幼稚園数		調査対象施設数		差	備考
	園数	割合	園数	割合		
認定こども園以外	61	72.6%	60	73.2%	1	
認定こども園	23	27.4%	22	26.8%	1	
計	84	100.0%	82	100.0%	2	

2 調査結果

- (1) 平成27年度から新制度移行予定【全体】 ※私学助成：運営費一般補助

(単位：園、%)

	新制度移行予定		私学助成継続予定		計		備考
	園数	割合	園数	割合	園数	割合	
認定こども園以外	16	26.7%	44	73.3%	60	100.0%	(2)へ
認定こども園	22	100.0%	0	0.0%	22	100.0%	(3)へ
計	38	46.3%	44	53.7%	82	100.0%	

- (2) 平成27年度新制度移行予定【認定こども園以外】

① 調査結果

(単位：園、%)

	調査対象施設数	割合	備考
27年度新制度移行予定	16	26.7%	②へ
27年度から移行する予定	8	13.4%	
27年度から移行する方向で検討中	8	13.3%	
27年度私学助成継続予定	44	73.3%	③へ
27年度は移行しない予定	21	35.0%	
27年度は移行しない方向で検討中	23	38.3%	
計	60	100.0%	

② 平成27年度から新制度に移行する予定の幼稚園の移行方法

(単位：園、%)

	調査対象施設数	割合	備考
認定こども園に移行する予定	11	68.8%	
幼保連携型認定こども園	5	31.3%	
幼稚園型認定こども園	5	31.3%	
検討中	1	6.2%	
幼稚園のままの予定	4	25.0%	
検討中	1	6.2%	
計	16	100.0%	

③ 平成 27 年度は幼稚園のまま新制度移行予定園の平成 28 年度以降認定こども園移行予定
(単位：園、%)

	調査対象施設数	割合	備 考
認定こども園に移行する方向	2	50.0%	
平成 28 年度	1	25.7%	
幼保連携型認定こども園	1	25.0%	
幼稚園型認定こども園	0	0.0%	
認定こども園類型を検討中	0	0.0%	
平成 29 年度	1	25.0%	
幼保連携型認定こども園	0	0.0%	
幼稚園型認定こども園	1	25.0%	
認定こども園類型を検討中	0	0.0%	
認定こども園には移行しない方向	0	0.0%	
検討中	2	50.0%	
計	4	100.0%	

④ 平成 27 年度は新制度に移行しない予定の幼稚園の平成 28 年度以降の予定
(単位：園、%)

	調査対象施設数	割合	備 考
新制度に移行する方向で検討中	12	27.3%	
平成 28 年度	6	13.7%	
認定こども園で移行	4	9.1%	
幼保連携型認定こども園	3	6.8%	
幼稚園型認定こども園	1	2.3%	
幼稚園のままで移行	1	2.3%	
検討中	1	2.3%	
平成 29 年度	6	13.6%	
認定こども園で移行	4	9.1%	
幼保連携型認定こども園	1	2.3%	
幼稚園型認定こども園	2	4.5%	
認定こども園類型を検討中	1	2.3%	
幼稚園のままで移行	1	2.3%	
検討中	1	2.3%	
平成 30 年度以降	0	0.0%	
状況により判断	28	63.6%	
新制度に移行する予定なし	4	9.1%	
計	44	100.0%	

(3) 平成 27 年度新制度移行予定【認定こども園】

① 調査結果

(単位：園、%)

	調査対象施設数	割合	備考 (幼稚園へ入)
現・幼保連携型認定こども園	18	81.8%	
幼保連携型認定こども園のまま	18	81.8%	
現・幼稚園型認定こども園	4	18.2%	
幼稚園型認定こども園のまま	2	9.1%	
幼保連携型認定こども園に移行	2	9.1%	
計	22	100.0%	

※認定こども園の認定を取り下げる園なし

(参考)子ども・子育て支援新制度 新旧制度比較

現行制度

新制度

※ 所管については公費負担の視点で整理
(設置認可とは異なる)



